

【桑名市 介護予防・日常生活支援総合事業等に関するQ&A 平成27年10月30日版】

		ご質問	回答
1	通所C	『くらしいき教室』と他の介護保険サービスとを併用して利用するケースは想定されるのか。	『くらしいき教室』は通所型サービスとしての位置づけになるため、訪問型サービスとの併用は考えられますが、そのサービスが必要であるという理由を明確にさせていただく必要があります。その理由が妥当かどうかは個別に地域生活応援会議で検討します。
2	通所C	『くらしいき教室』を利用する対象者は、どのような人を想定しているのか。	『くらしいき教室』は、利用者が自分らしい生活を送ることができるよう、自立した生活を積極的に支援するという介護保険の目的に最も対応したサービスと位置づけています。初めて介護保険の通所のサービスを利用される方には、総合事業対象者であることを確認した上で、まず優先して『くらしいき教室』を利用するよう検討をしてください。 (「平成27年6月16日版Q&A」5の回答を一部修正します)
3	通所C	『くらしいき教室』を月の途中から利用した場合、サービス費の請求はどうなるのか。	現行の介護予防通所介護と同様、月額単価設定となっていますので、月の途中からの利用であっても1ヶ月分のサービス費を請求することになります。したがって、早急にサービスを利用する必要性がなければ、なるべく月初めからサービスを開始していただくよう検討してください。
4	通所B	健康・ケア教室の登録をしたいが、週1回の開催ができない場合でも登録可能か。	登録の要件としては、医療機関及び介護事業所の空きスペースを活用して、介護予防を目的とした機会の提供であり、概ね月1回以上の開催といたします。ただし、事業の助成として補助金を交付できるのは、「週1回1時間以上の開催」、「月30名以上(平成27年度のみ月20名以上)の参加」を条件とします。
5	通所B	健康・ケア教室について、同一法人内の別の事業所で毎週場所を変えて開催する場合は補助の対象にならないか。	定期的に同じ場所に通いの場があることを想定していますので、同じ敷地内又は隣接する敷地内に事業所がある場合のみ対象とします。個別にご相談ください。ただし、別の事業所等で開催を認める場合にあっても、住民主体の活動に専門職が関与することが前提となります。
6	通所B	健康・ケア教室について、65歳未満の方の参加について制限はあるのか。	助成基準とする利用人数には含めませんが、利用を制限するものではありません。ただし、65歳以上の利用希望者を優先してください。
7	通所B	健康・ケア教室について、交通量が多いなどの理由により高齢者が自力で通ってくるのが危ない場合、バス停方式などで送迎するのは認められるか。	事業の目的から、送迎しないことを基本にしています。やむを得ない事情がある場合は個別に相談ください。

	ご質問	回答
8 総合	<p>他市町村で認定を受けている者が桑名市へ転入した場合、元の市町村での要介護度を継続することができるが、要支援1・2の者が転入継続となった場合、元の市町村での要介護認定の有効期間終了までを介護予防支援とするのか、それとも転入日をもって介護予防ケアマネジメントとするのか。</p>	<p>転入日をもって新規申請の取扱いとなりますので、介護予防ケアマネジメントとして処理してください。</p>
9 総合	<p>基本チェックリストで事業対象者となった場合で、アセスメントの結果、デイサービスについて週2回の利用が必要であると認められた場合、料金についてはどうなるのか。</p>	<p>基本チェックリストによる事業対象者のサービス利用回数については、3月23日版Q&Aの4に記載のとおり、デイサービス利用の場合、要支援1相当で週1回程度の利用を基本としていますが、アセスメントの結果、週2回の利用が必要であるとされた場合については、要支援2相当の利用料金としてください。 なお、要支援1、要支援2の認定がある場合には、それぞれの介護度に応じた料金としてください。</p>
10 総合	<p>居宅介護支援について、要介護の利用者については介護支援専門員1名に対して35名までであり、介護予防支援については2分の1とされているが、介護予防ケアマネジメントA、B、Cについてはその取扱いはどのようになるのか。</p>	<p>ケアマネジメントAについては、介護予防支援と同等のサービスと考えますので、2分の1で定員換算してください。</p>